

ニワウルシ (別名：シンジュ)

科名：ニガキ科
学名：Ailanthus altissima
原産地域：中国・台湾

【どんな被害を引き起こすのか】

生態系：在来植物の駆逐

- ・早い成長と生育範囲の拡大、アレロパシーにより在来植物を駆逐する

生活：洪水時の水流障害

- ・高水敷や中州、堤防法面等に繁茂し、根が浅く倒れやすいため、洪水時の流木化と堤防の弱体化を招く

高さ10～25mに達する落葉高木



花*

- ・花期は5～7月
- ・枝先の花序に黄緑色の小さな花をたくさんつける

【生育場所】

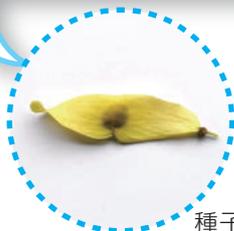
- ・開けた河川敷、道路脇、耕作放棄地、市街地等
- ・路面の隙間、割れ目等でも生育

- ・秋頃に、長さ3.5～5cmの翼のある果実(翼果)をつける



葉

葉は互生し、奇数羽状複葉



種子



ウルシ科の植物に似ているが、ニガキ科であり、触ってもかぶれることはない

【どこまで広がっているか】

長野県では

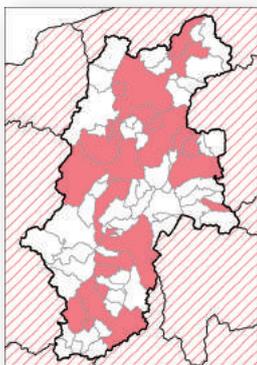
- ・県内に広く野生化

全国では

- ・1880年頃に庭木や街路樹として渡来
- ・野蚕の養蚕にも利用されてきた
- ・現在は、全国各地で野生化

世界の分布

- ・ヨーロッパ、南北アメリカ、オーストラリア、アフリカ等に分布(温帯域、暖温帯域)

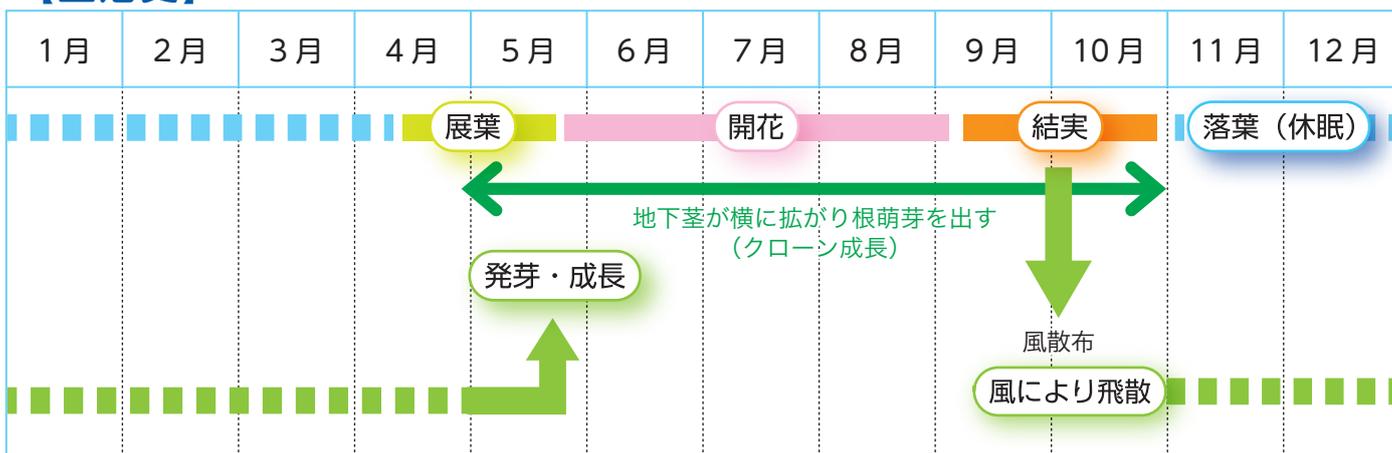


2019年現在
■ 定着 ■ 一部地域に定着

【特性】

- ・種子生産能力が高く、風散布に適した種子を持ち、遠くまで種子が拡がる
- ・成長は極めて早い(特に初期の成長が早く、1年で1～1.5mになる)
- ・伐採後の切株から芽を出す株萌芽のほか、地下の根から芽を出す根萌芽の特性を持つ(クローン成長)
- ・根等から他の植物の成長を阻害する化学物質(アレロパシー)を放出する
- ・乾燥や高温に耐性がある
- ・まっすぐに育つ早生種として、家具や造作材に有望な側面も

【生活史】



写真提供 *株地域環境計画

【防除方法】

刈り払い 小さな個体をとり除く・大きくしない

- 鎌や刈払機等で実生や小木、萌芽（ひこばえ）等の地上部を刈り払う、またはスコップや根掘り等を用いて根ごと抜き取る
- 年に複数回（春～秋）実施する
 - ※ 鎌等で手軽に実施できる
 - ※ 周囲に存在するニワウルシの種子が供給される可能性がある
 - ※ 伐採等の手法と併せて、毎年継続して実施していくことが必要
 - ※ 小さい個体はウルシの仲間に似ている（ウルシの仲間の樹液に触るとかぶれることがあるので識別に注意する）

伐採 他の木を育てて弱らせる

複数年かけて他の樹種の成長をうながし、ニワウルシを日陰にすることで小型化させる

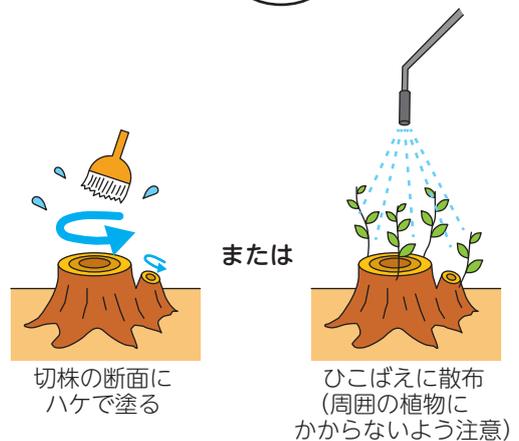
- チェーンソーやのこぎり、小木の場合は刈払機等により伐採する
- 年に2回以上（種子生産を抑えるため、1回は6月に実施する）
 - ※ 伐採しても株（根）は生きているため、年1回の伐採では、切株からたくさんの萌芽（ひこばえ）が発生し、樹勢は弱まらない
 - ※ 最初は年2回以上、ニワウルシが減ってきたら回数を減らす（ただし、6月は必ず実施すること）
 - ※ 伐採後、ニワウルシ以外の樹種が生育していない場合は、対象地の立地環境に適した地域由来の樹木を植栽することが望まれる（ただし、アレロパシーによって、成長が遅い場合がある）



伐採＋除草剤 樹勢を弱めて根絶する

伐採に加え除草剤を用いることで、樹勢を弱めて根絶する

- 伐採直後に株の切断面にハケなどを用いて除草剤（グリホサート系除草剤の原液または2倍希釈液）を十分に塗る
 - ※ 除草剤を使用することにより伐採回数を減らす等、手間とコスト削減が期待できる
- 除草剤は、切株の切断面（主に辺材から形成層）に塗布する
- 伐採から2週間ほど経って萌芽（ひこばえ）がひざの高さくらいになったら、萌芽（ひこばえ）にも除草剤を散布する
 - ※ 周囲の植物にかからないよう注意すること
 - ※ 除草剤は「登録農薬」^(※1)を使用すること



【その他の手法について】

- 巻き枯らし
 - ・ 幹の樹皮とその内側の形成層をぐるりと剥皮し、栄養や水分の移動を阻害して衰弱・枯死させる
 - ・ チェーンソーや鉋（なた）、のこぎりにより、地上1m付近から下に幅30cm程度を剥ぎ取る
 - ※ 作業の時間やコストが大きいほか、立ち枯れた枯損木が景観を損ね、また危険木となる可能性がある
- 伐根
 - ・ バックホウ等の重機により根を除去する
 - ※ 効果は高くなるが、作業の時間やコストが大きくなり、また、地表部を攪乱するため、その他の生物にも影響が生じる

※1：登録農薬…効力、安全性、毒性、残留性等に関する試験成績を提出して審査を受け、行政庁（農林水産大臣）の承諾を取得したものの。登録された農薬は、安全・適正な使用方法が薬剤ごと、対象作物ごとに登録時に決められています。除草剤等の農薬については適切な利用が求められます。